

令和8年度市道民税非課税基準早見表

(税務課市民税係)

★給与所得者

均等割がかからない場合	扶養親族	所得割がかからない場合
所得 給与収入では		所得 給与収入では
38万円 (1,030,000円) 以下	0人	45万円 (1,100,000円) 以下
83万円 (1,480,000円) 以下	1人	112万円 (1,770,000円) 以下
111万円 (1,760,000円) 以下	2人	147万円 (2,215,999円) 以下
139万円 (2,103,999円) 以下	3人	182万円 (2,715,999円) 以下
167万円 (2,503,999円) 以下	4人	217万円 (3,215,999円) 以下

★公的年金所得者（65歳未満 S36.1.2以後生まれの方）

均等割がかからない場合	扶養親族	所得割がかからない場合
所得 年金収入では		所得 年金収入では
38万円 (980,000円) 以下	0人	45万円 (1,050,000円) 以下
83万円 (1,473,334円) 以下	1人	112万円 (1,860,001円) 以下
111万円 (1,846,667円) 以下	2人	147万円 (2,326,667円) 以下
139万円 (2,220,001円) 以下	3人	182万円 (2,793,334円) 以下

★公的年金所得者（65歳以上 S36.1.1以前生まれの方）

均等割がかからない場合	扶養親族	所得割がかからない場合
所得 年金収入では		所得 年金収入では
38万円 (1,480,000円) 以下	0人	45万円 (1,550,000円) 以下
83万円 (1,930,000円) 以下	1人	112万円 (2,220,000円) 以下
111万円 (2,210,000円) 以下	2人	147万円 (2,570,000円) 以下
139万円 (2,490,000円) 以下	3人	182万円 (2,920,000円) 以下

◎ 寡婦、ひとり親、未成年者（H20.1.3以後生まれ）、障害者 ⇒ 合計所得金額135万円以下非課税

非課税所得限度額の算出方法（令和3年度から改正）

☆ 均等割がかからない場合 $\nearrow$ 地法295-3 (35万*0.8生保3級地) $\nearrow$ (21万*0.8)
 前年の合計所得金額が「28万円×(本人+扶養人数) + (扶養者がいる場合17万円) + 10万」以下のとき

☆ 所得割がかからない場合
 前年の総所得金額等が「35万円×(本人+扶養人数) + (扶養者がいる場合32万円) + 10万」以下のとき

※扶養人数は、年少扶養者も含んだ人数となるので注意！

* 合計所得金額…損失の繰越控除前の総所得金額等

* 総所得金額等…総所得金額、山林所得金額、土地建物・株式等の譲渡所得金額などの合計額